

平成 26 年度 高知市障害者就労施設等優先調達方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労支援施設等（以下「施設等」という。）の受注の機会を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針において適用とする範囲は、市の全組織を対象とする。

4 調達の対象となる施設等

市において調達の対象となる施設等は、次のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する事業所及び施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型又はB型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（ただし就労移行支援、就労継続支援及び生活介護を行う施設に限る）

オ 地域活動支援センター

(2) 障害者基本法に基づき国、地方公共団体から必要な費用の助成を受けている小規模作業所

(3) 国等により障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令に規定する以下の事業所

ア 障害者の雇用の促進法に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に規定する子会社の事業所（特例子会社）

イ 以下の要件を全て満たす事業所

(ア) 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用者数が5人以上

(イ) 障害者の割合が従業員の20%以上

(ウ) 雇用障害者に占める重度障害者等の割合が30%以上

(4) 障害者雇用促進法に規定する在宅就業障害者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

5 調達する物品等

(1) この方針において調達の対象となる物品等は、別表に定めるものとする。

(2) 前項に規定する別表に記載のないものであっても、調達可能な物品等であれば対象とする。

6 調達の目標

(1) この方針における調達の目標を、次のとおり定める。

調達の目標額 物品：1,035千円 役務：13,730千円

(2) 修繕やイベント関連等の臨時的な物品等については目標の対象としないが、施設等からの調達にできる限り努めるものとする。

7 調達推進体制

この方針に定める調達目標の達成に向け、企画調整会議において調達方針等の全庁への周知徹底を図るとともに、各部署に優先調達を依頼し、全庁的な取り組みを推進する。

8 調達実績の公表

法第9条第5項の規定に基づき、会計年度の終了後、遅滞なく調達の実績を取りまとめ、市のホームページ等により公表するものとする。

9 その他

この方針に基づく物品又は役務の契約については、高知市契約規則（昭和40年規則第4号）及び高知市物品会計規則（平成8年規則第31号）の定めによるものとする。

別表

	品目	具体例
物 品	①事務用品・書籍	ゴム印, 名札, 事務用品 など
	②食料品・飲料	焼菓子, 加工食品, パン, 野菜 など
	③小物雑貨	木工製品（鳴子, 本棚等）, 軍手, 布製品 など
	④その他の物品	災害時緊急簡易トイレ など
役 務	①印刷	ポスター, チラシ, リーフレットなどの印刷業務全般
	②クリーニング	クリーニング など
	③清掃・施設管理	清掃, 除草作業, 農耕作業 など
	④情報処理・テープ起こし	テープ起こし, データ入力, システム設計 など
	⑤その他のサービス・役務	仕分け, 袋詰め, 運搬作業, 印刷物折り など